

■ゆうちょボランティア貯金規定

1 利子の寄附委託

通常貯金又は通常貯蓄貯金（以下「貯金」といいます。）の預金者は、貯金の利子の一部を、海外援助事業等を行う当行が指定する団体に寄附することを当行に委託すること（以下「寄附委託」といいます。）ができます。

2 寄附委託の申込み

寄附委託の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、当行所定の方法により当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（第3条第3項、第5条第1項及び第7条第1項において「本支店等」といいます。）に提出してください。

3 寄附委託の内容

- (1) 寄附委託は、当該寄附委託に係る貯金の利子を元金に加えようとするごとに、その利子の20%に相当する金額を控除して行うものとします。ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることとします。
- (2) 前項により控除する金額（次項において「寄附金」といいます。）の用途については、あらかじめ当行が指定するものから1つを選択してください。
- (3) 前項により選択した寄附金の用途を変更しようとするときは、当行所定の期日までに、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、通帳を添えて本支店等に届け出てください。ただし、第1項により既に控除された利子分については、変更できません。

4 貯金の利子に関する取扱い

寄附委託があった貯金については、当該貯金の利子のうち寄附委託をする金額を控除した部分を元金に加えるものとします。

5 寄附委託の取消し

- (1) 寄附委託の取消しをしようとするときは、当行所定の期日までに、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、通帳を添えて本支店等に届け出てください。ただし、第3条第1項により既に控除された利子の返還の請求はできません。
- (2) 寄附委託があった貯金について、次のいずれかの場合は、前項の取消しの届出があったものとして取り扱います。
 - ① 全部払戻しの請求があったとき
 - ② 通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより全部払戻しとされたとき
 - ③ 通常貯蓄貯金規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより全部払戻しとされたとき

④ 当行所定の取扱いがあったとき

6 規定の適用

この規定の取扱いには、この規定のほか、「通常貯金規定」及び「通常貯蓄貯金規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

7 規定の改定

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上